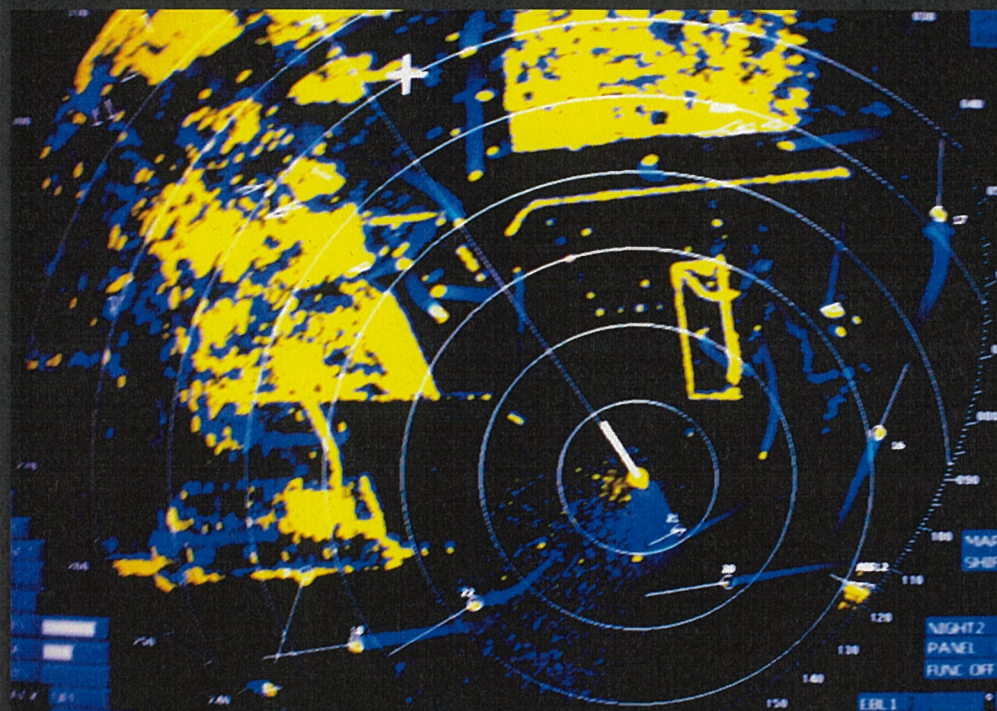


入 港 マ ニ ュ ア ル

KOBE AREA
HANSHIN PORT



このマニュアルを船橋の見やすい場所に常備し、阪神港神戸区入出港時に活用すること。

VHF 16 ch を聴守しよう！

令和 5 年 9 月

神戸港港湾管理者

このマニュアルは阪神港神戸区に船舶が安全に入出港していただくために作成したものです。

今回の改訂版では、新たな項目として津波対策について追記し、津波来襲時の指針としてもお使いいただけるように作成いたしました。

また、このマニュアルは、阪神港神戸区の海事関係者や海事関係機関等と検討し、要点のみを簡潔にまとめて作成していますので、神戸区入出港の際は是非このマニュアルをご一読いただき、規則等をご理解のうえ、港内での安全運航にご活用いただきますようお願いいたします。

目次

1	一般的注意事項	
	水先人の要請、入出港する場合の注意事項	1
	夜間入港する場合の遵守事項	3
	中央航路の拡幅及び航路管制変更に伴う安全対策	4
	津波対策	5
2	別紙等	
	港則法（一部抜粋）	8
	阪神港神戸区の指定錨地	9
	周辺海域安全情報図	10
	阪神港神戸区入港時の進路信号表示について	11
	引船使用基準（バウスラスター装備船）	12
	（バウスラスター非装備船）	13
	タグの号令用語	14
	中央航路を通航するノーパイロット船が タグをとる場合の注意事項	15
	中央航路通航船舶の運航調整実施要領	16
	神戸中央航路の航行管制信号	17
	神戸区入出港時のチェックリスト	18
3	リーフレット	
	国際VHF聴守のお願い	19
	津波来襲時の対応について	20
	係留策の切断について	21

1. はじめに

阪神港神戸区に入出港する船舶は、港則法その他関係法規を遵守するとともに、常に最新の『阪神港神戸区入港マニュアル』を入手し、熟読のうえ、船橋に備え付けるようにしてください。

2. 水先人の要請

- (1) 総トン数1万トン以上の船舶の船長は水先人を乗り込ませなければならない。
- (2) 総トン数1万トン未満の船舶であっても、3千トン以上（主として外国船）の油タンカー、ケミカルタンカー、危険物積載船（コンテナ船を除く）は、水先人を要請すること。
- (3) 総トン数1万トン未満の船舶であっても、入港回数が過去1年間に2回（入出港で4回）までの船長が操船する3千トン以上の船舶は、水先人を要請すること。
- (4) 神戸区内での不当運航（※1）、事故（※2）や危険と思われる事案（※3）があった場合は、当該船舶の船長は次回入出港時、必ず水先人を乗船させること。

※1 水先人や他船の船長等から航法違反等具体の事例報告があつて、その事実を確認した場合。

※2 船舶同士の接触事故、施設損傷事故など

※3 係留策の切断など

3. 入出港する場合の注意事項

港則法（別紙1参照）その他港長公示を含む関係法規を熟知し、当マニュアルの記載事項を必ず守ること。特に水先人を取らずに入出港しようとする船長は港則法の“航路及び航法”を厳守すること。

(1) 海図の整備

神戸区の最新の海図（改補したもの）W101A（INT5312）、W101B、W150A、W1103（INT5317）を備え付けること。

(2) 国際VHFの聴守

国際VHF（16ch）を常に聴守し、呼出しがあれば必ず応答すること。

呼出名称	呼出・応答	通信	備考
こうべほあん	16ch	12ch	海上保安庁（阪神港長）との港務（安全）通信
こうべポートラジオ	16ch	11ch・12ch	港湾管理者宛の港務通信

(3) 指定錨地（平成 17 年 9 月 1 日 配置変更）

阪神港長から錨地の指定を受けた船舶は、正確な位置に投錨すること。（別紙 2 参照）

(4) 航行管制（神戸中央航路）

管制信号を必ず守ること。出港船は必ず離岸前に“こうべポートラジオ”と連絡を取り管制信号と出港の可否を確認した上で離岸すること。なお、信号を直接視認できない場合でも“こうべポートラジオ”に確認すること。（別紙 9 参照）

(5) 進路の表示

入港船舶および港内を移動する船舶は、必ず進路の表示を行うこと。（別紙 4 参照）

(6) 引船の使用

引船の使用基準（別紙 5-1, 5-2 参照）を遵守し、タグの号令用語（別紙 6 参照）により連絡をとること。また引船の待機場所等については別紙 7 を参照。

(7) A I S の適正運用について

A I S 搭載船舶は自船 A I S の正しい設定を行うとともに、喫水、目的地等の最新の航海情報を入力するよう努めること。

(8) 神戸空港島周辺の制限表面について

『周辺海域安全情報図』（別紙 3）を参照のこと。又、神戸空港島に飛行機が離発着する際、船内での操船号令や他船への音響信号が相手に伝わらない場合が想定されるため、操船号令の復唱・確認の徹底に努めるとともに音響信号の吹鳴にあたっては発光信号の併用を行うこと。

(9) こうべポートラジオとの通信について

① 船舶動静通報等の連絡要領

通報の種類	連絡時期	連絡事項	本船への情報提供
事前通報	<ul style="list-style-type: none">友が島水道通過後明石海峡航路入航前大阪区出港後	<ul style="list-style-type: none">港外（※ 1）到着予定時刻 (ETA)	<ul style="list-style-type: none">航路状況、管制信号海上工事関連等
入港通報	<ul style="list-style-type: none">港外到着 30 分前	<ul style="list-style-type: none">着岸予定岸壁と回し付けの有無	<ul style="list-style-type: none">航路状況、管制信号パース状況他船動静
出港通報	<ul style="list-style-type: none">出港スタンバイ時（出港 30 分前）出港時	<ul style="list-style-type: none">離岸予定時刻離岸岸壁	<ul style="list-style-type: none">航路状況、管制信号他船動静
その他	<ul style="list-style-type: none">随時	<ul style="list-style-type: none">投錨時間・投錨位置抜錨時間・抜錨位置その他必要事項	<ul style="list-style-type: none">必要に応じて対応

船舶動静通報については、チェックリストを利用し、確実に実施すること。

なお、船長はこれまでどおり代理店にも船舶動静報告を行うこと。

② 本船への情報提供

こうべポートラジオは、本船が通航する航路の船舶動静や管制時間情報、本船が着岸するバースの状況や他の船舶動静、さらに海上工事関連情報（※2）等について、本船から動静通報があった時、必要に応じて情報提供を行う。

※1 ・パイロット乗船地点のETA

- ・パイロットを取らずに入港する船舶は、第1区に入る場合は西航路入口付近、第2区に入る場合は中央航路入口付近、第3区に入る場合は第7防波堤東端付近のETA
- ・指定錨地に投錨する場合は当該錨地のETA

※2 ・運転不自由船情報

- ・操縦性能制限船情報
- ・海上工事実施情報

(10) けい留の方法

- ① 着岸時は原則として入船向きにけい留し、指定した位置（N旗）に船橋が相対するように、立会人の指示に従って着岸させること。
- ② 投錨する場合は、他船の入出港の妨げになるような位置に投錨してはならない。
- ③ 港湾施設を損傷するような離着岸操船をしないこと。損傷をさせた場合は損害の賠償をすること。

(11) けい留船の義務

国際VHF・TV・ラジオ・インターネット・船舶代理店等を通じ気象・海象情報の積極的な収集に努めるとともに、暴風その他災害が予想される場合は、速やかに適当な措置をとり、いつでも離けいできるように準備し、勧告や命令により離けいの指示を受けた場合は直ちにそれに従うこと。

(12) その他

港長（含む“こうべほあん”）及び港湾管理者（含む“こうべポートラジオ”）から指示があれば従うこと。

4. 夜間入港する場合の遵守事項

- (1) 原則として風速15m/s以上、視界1海里未満の場合には夜間入港しないこと。
- (2) 危険物積載タンカーは原則として夜間入港しないこと。
- (3) 岸線照明若しくはヤード照明設備のない岸壁については夜間入港しないこと。ただし、岸船照明若しくはヤード照明設備に代わるものがある場合はこの限りではない。
- (4) 岸線照明若しくはヤード照明設備があっても、水先人を取らずに着岸する場合は、直近の1年間に2回以上の船長の入港実績があること（実歴認定）を確認すること。尚、私設岸壁の夜間入港については上記に準じた運用基準を作成し、個々のターミナルの運用基準に従って対応するものとする。

5. 中央航路の拡幅及び航路管制変更に伴う安全対策

中央航路の航路幅が500mに拡幅し、平成18年4月1日から港則法施行規則が改正され、管制船が従前の15,000G/T以上から40,000G/T以上に変更された。

なお、管制対象船は500G/T以上でこれまでどおりである。

これにより、管制信号がFの点滅の時は第2区水域や中央航路内で40,000G/T未満の船舶が自由に入出航することになるため、中央航路通航船舶は港則法第三章「航路及び航法」(別紙1参照)に規定された航法以外に次の事項を遵守すること。

(1) 船舶動静通報の徹底

本マニュアルの『船舶動静通報等の連絡要領』(3(9)記載)を励行すること。

(2) こうべポートラジオや他船からの呼出しに対する応答

VHFで呼出しがあれば必ず応答し、水先人が乗船している場合はその内容を確実に伝えアドバイスを受けること。

(3) 港湾管理者が40,000G/T未満の大型船に対して行う運航調整(別紙8参照)

- ① 中央航路出入口付近での大型船同士の行き会いや同時入航を防止するため、港湾管理者が行う運航調整に従うこと。(運航調整は代理店を通じて本船に連絡される)
- ② 運航調整にかかわらず、時間変更等により航路出入口付近で大型船同士の行き会いや同時入港が予想される場合には、こうべポートラジオに通航船の状況を問合せのほか、こうべポートラジオの行う他船動静情報に留意するとともに船舶相互にVHF交信を行い、入口付近での行き会いや同時入港を回避すること。

(4) 航路途中で出入りするときの注意航行

PC-13~PC-18への入出港は中央航路の途中からの出入りとなるため、航路航行中の他の船舶の通航を妨げないようVHF交信で互いの動静確認をする等、注意して航行すること。又、水路内においても他船の航行を妨げることのないように十分注意すること。

(5) 神戸中央航路入航・出航経路図の活用

中央航路入り口(南側)付近の整流を図るため、中央航路利用に際しては『周辺海域安全情報図』(別紙3)を参考にすること。

(6) 六甲アイランドC-3~5への入港について

中央航路の航行を原則とするが、運航調整の結果、やむを得ず港域外等で船舶の安全確保をしなければならない待機や輻輳緩和が十分に行えないおそれがある場合などについては、港湾管理者と事前に航行水域の利用調整を行い、下記の条件をすべて満たすことで、六甲東水路を通航しての入港を認めることができる。

- ①水先人の乗船
- ②第3区水域内(RC-3/4/5を除く)を入出港する大型船の優先
- ③六甲アイランド南側水域での大型船同士の行き会い調整
- ④潮汐利用は行わない

6. 津波対策

兵庫県瀬戸内海沿岸に津波に関する注意報や警報が発表された場合は以下により対応すること。

阪神港神戸区在港船舶の津波避難について

(平成 25 年 6 月 28 日開催の船舶津波対策委員会による取決め事項ほか)

1 阪神港長による避難勧告の発令

(1) 発令時期

気象庁から大津波警報、津波警報が発表された時刻に自動発令される。

(注意：阪神港長から各船への発令周知には時間を要するため、船底を突き上げるようなショックを感じた場合は、地震の発生、津波の発生が予想されることから、各船舶は避難のための出港準備をすること。)

(2) 避難勧告の区分と措置内容

区分	津波警報等の種類及び発表基準	措置内容
船舶津波警戒態勢	津波注意報 予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	在港各船は、乗組員の生命の安全確保を第一に考慮し、津波情報の収集、係留索の強化等津波対策に留意すること。
船舶津波避難勧告	津波警報 予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	在港各船は、乗組員の生命の安全確保を第一に考慮し、津波情報の収集に努め、津波来襲時刻等を考慮のうえ港外への退避、係留索の強化等津波対策に万全を期すこと。
	大津波警報 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	1 在港各船は、乗組員の生命の安全確保を第一に考慮し、港外への退避、係留索の強化等津波対策に万全を期すこと。 2 500 総トン以上の船舶は、大阪湾中央部周辺海域まで安全に避難可能であると判断した場合、原則として港外に避難し、保船等万全の措置を講ずること。

2 船舶への周知

(1) こうべほあん (KOBE COAST GUARD RADIO)

(第五管区海上保安本部)・・・国際VHF無線電話16CH (一斉通報)

(2) 船舶代理店・・・船舶電話等

(3) こうべポータルラジオ・・・国際VHF無線電話16CH/11CH/12CH

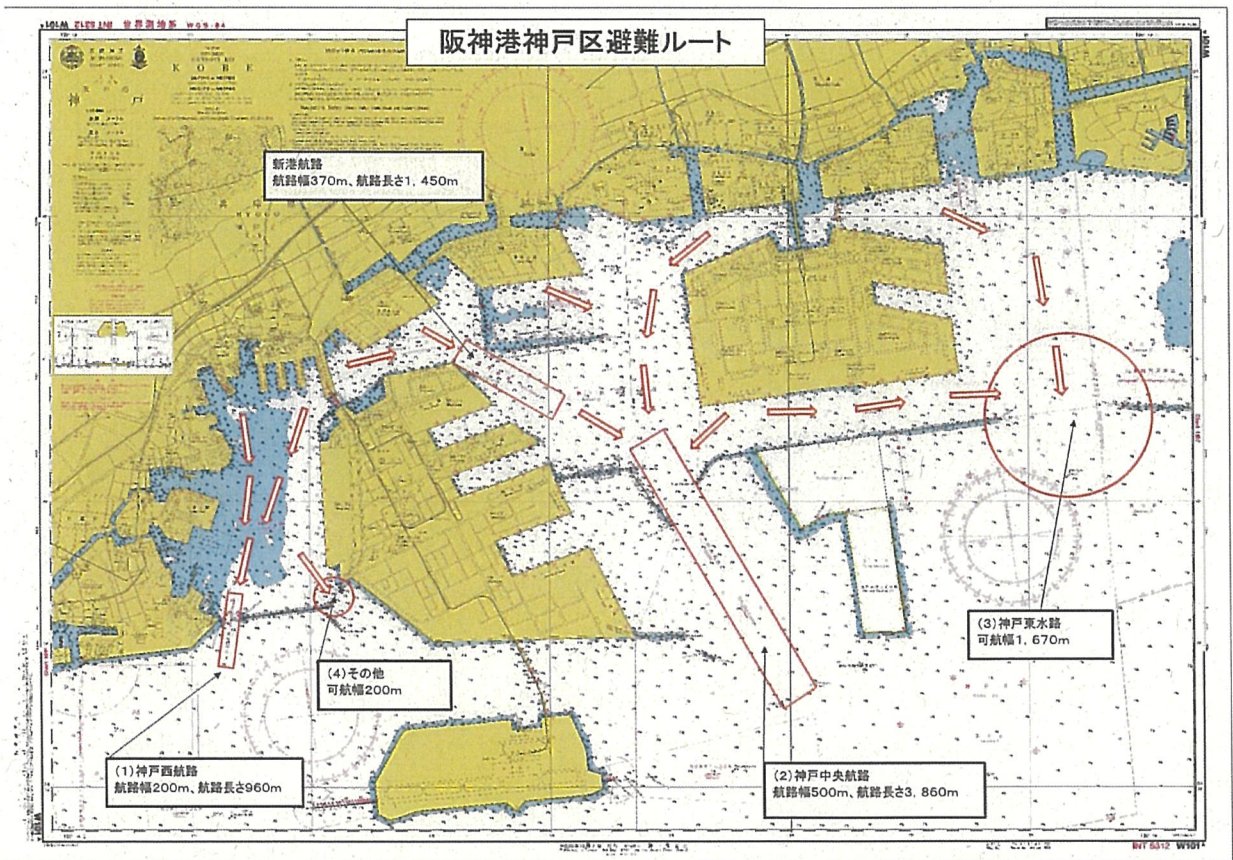
(4) その他

3 避難船舶の留意事項

- (1) 混雑による衝突に留意する。
- (2) 防波堤内航行時は、危険物積載船、客船、フェリーの航行を優先させる。
- (3) 国際VHF無線電話の常時聴守

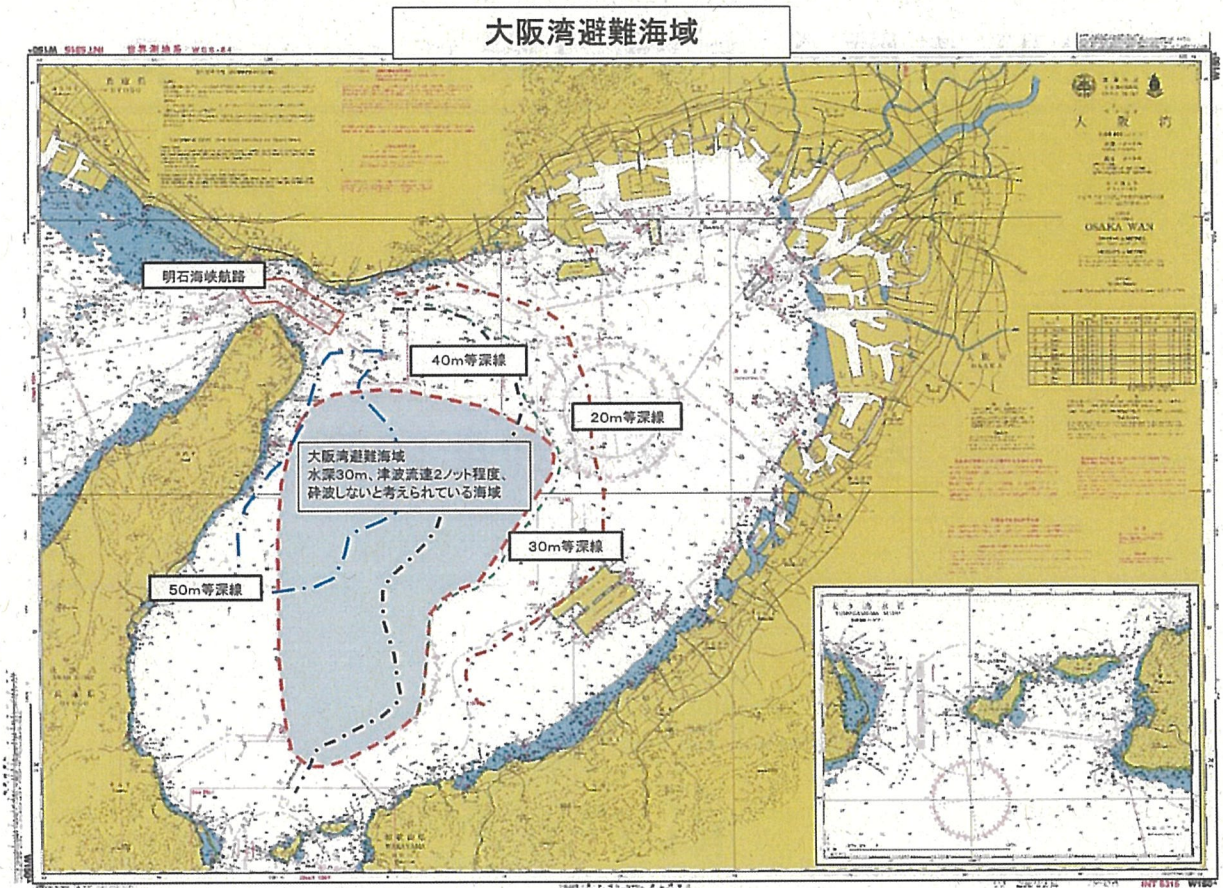
4 港内の避難ルート（下図参照）

- (1) 神戸西航路
- (2) 神戸中央航路
- ①管制信号・・・・・・・・「○」信号（出航信号）となる。
（○信号：出航船は出航可、総トン数500トン以上の船舶は入航禁止）
- (3) 神戸東水路
- (4) その他



5 避難海域

大阪湾における水深30m以深の海域（下図参照）



6 港外避難ができない船舶の対応

- (1) 船舶の流出・乗揚を防止するため、係留索の増索、投錨の用意、機関の準備等必要な措置を行う。
- (2) 人命を第一として、津波注意報・警報等情報入手後、船長の判断により船舶に留まることが危険と判断した場合は、速やかに陸上の指定された避難場所・高台等に避難する。

7 参考資料

津波については、下記報告書などをホームページでご参照ください。

(1) 津波の特徴ほか

（公益社団法人日本海難防止協会 2013年度大地震及び大津波来襲時の航行安全対策に関する調査研究報告書別冊「港内津波対策の手引き」より抜粋）

(2) 阪神港神戸区、主要岸壁の津波高さ（m）、津波流速（kt）について

- ① 阪神港神戸区 津波防災情報図（進入図）
- ② 阪神港神戸区 津波防災情報図（浸水図）
- ③ 阪神港神戸区 津波防災情報図（引潮図）